

出展規定

1 出展の申込みと契約の成立について

①出展者は、「メッセナゴヤ」(以下、「本展示会」といいます。)への出展を希望する場合には、メッセナゴヤ公式ホームページ上の出展申込みフォームに必要事項を入力の上、メッセナゴヤ実行委員会(以下、「主催者」といいます。)に対し、下記期日までに申込みをなすものとし、この申込みは、リアル展示会への出展の申込み(出展に必ず付帯するオンラインアカウント使用の申込みを含む)とします。

▶出展申込み開始日:2026年4月16日(木) 10:00
▶出展申込み締切日:2026年5月29日(金) 17:00
但し、募集予定小間数に達し次第、受付終了します。

- 出展者と主催者の出展契約は、主催者が、出展申込みを承諾し、出展承諾メールを出展者へ送信した時点で成立するものとし、出展者は、契約成立後、出展分野等の変更をすることは一切できないものとし、
- 主催者は、出展申込み小間数が会場収容力を超えたと判断した場合は、出展者の出展申込みを承諾しないことができます。
- 主催者は、出展者の出展申込みが着しい瑕疵がある場合や、出展内容が本展示会の開催趣旨にそぐわないと判断した場合等には、出展者からの出展申込みに対して承諾しないことができ、これにより生ずる損害等に対し、一切の責任を負わないものとし、
- 主催者が出展者の選択した出展分野が出展内容にそぐわないと判断した場合には、主催者は、出展者に対して、出展分野の変更を要請することができるものとする。この場合、出展者が主催者の要請に従わない場合には、主催者は、出展者の出展申込みを承諾しないことができます。
- 主催者は、出展者の出展申込みが出展物の押し売り販売や過剰な値引き、不当な価格表示等、ビジネス交流展示会としての本来の目的から逸脱する目的(行為)によるものと判断した場合、出展者からの出展申込みを承諾しないものとする。

2 出展契約成立後の出展者からの出展取消し または小間数の削減

出展契約成立後の出展者からの出展の取消しまたは小間数の削減は、出展者が書面により主催者へ通知し、主催者においてこれを了承しない限り認めないものとし、主催者が出展者の出展の取消しまたは小間数の削減を了承した場合に、出展者は、下記の通りのキャンセル料を支払うものとする。

【キャンセル料】
▶2026年5月30日(土)から6月30日(火)まで:出展料金の50%
▶2026年7月1日(水)以降:出展料金の100%

3 出展契約の解除

- 出展者は、出展者が次のいずれかに該当するときは、事前に催告の上、出展契約を解除することができるものとする。
ア 出展料金の全部または一部を第5条で定める支払期限までに支払わないとき。
イ そのほか主催者が定める本出展規定(以下、「本規定」といいます。)及び出展者説明会でお渡しする「出展の手引き」(以下、「手引き」といい、本規定と手引きを併せて「本規定等」といいます。)に反することをなしたとき。
ウ 共同出展の趣旨及び方法等が本展示会の本来の目的から著しく逸脱する目的及び行為によるものと主催者が判断したとき。
エ 主催者と出展者との信頼関係が壊れたと主催者が認めたとき。
- 主催者は、出展者が次のいずれかに該当するときは、催告または通知することなく出展契約を解除することができるものとする。
ア 手形または小切手の不渡りを出し、銀行取引停止処分を受けたとき。
イ 仮差押、仮処分、強制執行、競売、特別清算、破産、民事再生、会社更生、その他これに類する申立てがあったとき。
ウ 暴力団、暴力団関係団体もしくはその関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき、またはこれらの反社会的勢力を利用してしていることが判明したとき。
エ 出展者が自らまたは第三者を利用して、理由の如何に関わらず、長時間の電話または同様の過度な行為による時間的拘束、不当な義務の強要、威嚇、脅迫をもって、主催者、主催者が指定する各協力会社(以下、「協力会社」といいます。)及び他の出展者等の業務を妨害したとき。
- 前条により出展契約を解除された場合、主催者は、既納出展料金を出展者に返還しないものとする。

4 共同出展の取扱い

- 出展者が共同出展を申込み場合(以下、この出展者を「共同出展者」といいます。)、共同出展者は、取りまとめ窓口となる代表企業・団体の出展申込担当者(以下、「共同出展代表者」といいます。)を設定するものとし、共同出展代表者を設定しない場合は、主催者は、当該出展者を共同出展者として取り扱わないものとする。
- 共同出展者は、行政や商工会議所等の公的な支援機関、グループ企業での出展や事業提携関係にある企業との出展等、出展者間の事業上の関連性がある場合に共同出展を申込みことができます。
- 主催者は、共同出展の適切性を判断するため、申込内容について確認することができます。確認の結果、主催者は、出展者の出展申込みを承諾しないことができ、または前条第1項により出展契約を解除することができるものとする。
- 共同出展代表者は、下記の事項を厳守するものとする。
ア 出展する全ての出展者名及び出展内容を原則として2026年5月29日(金)までに必ず主催者へ通知するものとし、会期中、共同出展者を含め、通知された出展者の従業員等は、小間内に常駐するものとする。
イ 主催者及び協力会社は、出展に係る連絡事項、各種申請受付等、諸対応については、誤対応防止の為に、原則として、共同出展代表者のみと当該連絡を行うものとする。共同出展者間の連絡は共同出展代表者の責任において行うものとし、主催者は、一切の責任を負わないものとする。
- 共同出展者が出展契約成立後に出展者数の削減を行う場合は、共同出展代表者が書面により主催者へ通知し、主催者においてこれを了承しない限り認めないものとする。この場合の共同出展者が支払うキャンセル料は、第2条のとおりとする。

5 出展料金の納付

①出展者は、出展契約が成立した後、主催者へ別掲の出展料金を支払うものとする。この場合、主催者は、出展者へ出展料金に関し、請求書を送付するものとし、出展者は、主催者指定の下記銀行口座へ下記支払期限までに振り込む方法により支払うものとする。振込手数料は、出展者の負担とする。

支払期限	2026年8月31日(月)
振込口座	三菱UFJ銀行 鶴舞支店(店番号267) 口座番号:普通預金 3631700 口座名:メッセナゴヤ実行委員会

②出展者が別掲の出展料金のうち名古屋商工会議所会員に適用される出展料金の支払いを希望する場合、主催者は、当該出展者が2026年6月末日までに名古屋商工会議所へ入会申込書を提出した者であることを確認した場合に限りこれを適用するものとする。

6 小間位置の決定について

- 主催者は、出展契約の成立後、出展者の出展分野、出展規模・小間数、業種、出展物の種別、小間形状、会場の構成等を総合的に勘案した上で、会場全体の基本構成やレイアウト、小間位置を決定し、それを出展者に通知するものとし、出展者は、主催者からの小間位置の指定に従うものとする。
- 主催者は、入場者整理の都合、展示効果向上等のため、小間位置を変更する場合があります。出展者はこれに従うものとする。この場合、出展者は、小間位置もしくはその変更に対する異議申立てまたは賠償責任等の請求を主催者に対してすることはできないものとする。
- 主催者は、小間位置の決定後、所轄の消防署もしくは保健所からの指導、または出展者の出展取り消し等突発的事由があった場合、出展者の承諾を得ないで小間位置等を変更することができるものとし、出展者はこれに従うものとする。

7 小間の転貸等の禁止

出展者は、以下の行為をしないものとする。
①割り当てられた小間の全部または一部を賃借または無償に関わらず第三者に譲渡または貸与すること。
②出展者同士での交換をすること。
③共同出展代表者が営利目的で共同出展者をつること。

8 入国手続きと外国貨物取扱について

- 出展者が本出展のため日本国内への入国手続きを必要とする場合、出展者は、自己の責任においてその手続きを行うものとし、その手続きならびに経費に対して、主催者は、一切の責任を負わないものとする。また、主催者は、出展者のど「査証」の発行に必要な招聘保証書等の書類は発行しないものとする。
- 主催者は、出展物の保税展示のため会場の保税許可申請を行わないものとし、外国貨物のまま出展する場合の手続きは、すべて出展者が行うものとする。

9 会場内等の行為の制限

- 出展にあたっての注意・約束事項)
①出展者は、主催者により指定された小間のみで、展示及び宣伝をなすものとし、通路、休憩所、本展示会場外等の自らの出展スペース以外の場所で展示・宣伝を行わないものとする。
- 出展者は、主催者により指定された小間内に出展物の実演等を行うことができますが、来場者や他の出展者に迷惑を与える恐れのある、音、光、熱、臭気等を伴うものまたは危険と認められるものを用いて実演等を行うことはできないものとする。
- 主催者は、出展者の前項の実演等について中止するよう求めることができるものとし、この場合、出展者は、これに従い当該実演等を中止するものとする。
- 出展者は、実演等のために出展小間近くの通路が混雑することがないように責任を持つものとする。
- 出展者は、本規定等を順守するものとし、出展者が、本規定等を順守せず、主催者の申し入れに従わない場合、主催者は、第3条により出展契約を解除することができるものとし、この場合、主催者は、納入された出展料金を出展者に返還しないものとする。

10 オンラインブースにおける注意・約束事項

- 出展者は、出展にあたり必要な設備・環境(ハードウェア、ソフトウェア、通信環境等)、出展コンテンツの制作等出展にかかる費用を全て自ら負担するものとする。
- 出展者は、第三者の権利(知的財産権、肖像権等)を侵害し、または侵害する恐れのあるコンテンツの掲載、行為を行うことはできないものとする。また、出展者は、音楽や映像ソフト等を利用したコンテンツを作成する場合は、関係各所から利用許諾を自ら得るものとする。
- 各出展者がオンラインブースに掲載したコンテンツの著作権等は当該出展者に帰属し、出展者は、主催者が当該コンテンツを自由に利用することを承諾するものとする。

11 出展物の搬入・搬出と装飾の施工・撤去

▶搬入・施工日:2026年11月9日(月)・10日(火)
▶搬出・撤去日:2026年11月13日(金) [閉会後]

- 出展者は、上記搬入・施工日に出展に必要な搬入及び施工をするものとする。
- 出展者は、本展示会の閉会後、小間からの退去に必要な出展物等の搬出及び撤去を、上記搬出・撤去日に行うものとする。
- 出展者は、前項の搬出及び撤去の際、割り当てられた出展小間を原状に回復して主催者に返還するものとする。出展者が原状回復を行わない場合、主催者において原状回復を行い、出展者は、その費用を負担するものとする。
- 出展者が残置した物品がある場合は、出展者はこの物品の所有権を放棄し、主催者は任意にこれを処分することができるものとする。出展者は、その際の処分費用を負担するものとする。
- その他、出展物の搬入・搬出方法は「手引き」の定めによります。出展者もしくは出展者が選定した委託会社が会場周辺の一般道路に車両を駐車し、路上で資材等の搬入を行うなど、主催者

が禁止する行為を行った場合、主催者の判断により、次回以降の出展申し込みをお断りすることがあります。

12 管理保全

- 主催者は、本展示会の管理者として会場全般の管理・運営をなすものとし、各出展物及び貴重品等の盗難、紛失、損傷、火災または、その他天災地変等を原因とする出展物の損害に対して一切の責任を負わないものとする。
- 出展者は、各出展物貴重品等の管理を自らの責任をもって行うものとし、その管理に関する費用を負担するものとする。

13 小間内対応について

- 出展者及びその代理人は、会期中主催者が指定する出展者証を着用し、必ず小間内に常駐し、会期最終日の終了時刻まで来場者の対応及び出展物の管理にあたるものとする。
- 出展者は、会期中、終了時刻前に撤出しない撤去作業をしないものとする。
- 出展者が前各項に反することをなしたとき、主催者は、当該出展者の次回以降の出展申込みを承諾しない場合があります。

14 商取引について

開催期間中に出展者、来場者及びその他の間で発生する商取引に係る責任は、当事者間に帰するものであり、主催者は、これに関与しないものとする。

15 損害賠償

- 出展者及びその代理人が他の出展者の小間、主催者の運営設備または展示会場の設備、人身等に損害を与えた場合、出展者の責任において当該損害または賠償を行うものとし、主催者は、責任を負わないものとする。
- 出展者は、出展物の輸送・展示中の保護及び盗難等に関し、必要に応じて保険をかける等適切な対策を行うものとする。
- 主催者は、本展示会媒体資料、データ等に、偶発的に生じた誤字・脱字等に対して責任を負わないものとする。

16 消防・安全

出展者は、会場に適用される消防及び安全・衛生にかかわる日本国内の法令及び規則等を厳守するものとする。

17 展示会の中止・延期

- 主催者は、天災等の不可抗力(戦争、暴動、反乱、内乱、テロ、火災、爆発、洪水、盗難、悪意による損害、ストライキ、立入制限、火候、第三者による差止行為、国防、公衆衛生に関わる緊急事態、国または地方公共団体の行為または規制等)、主催者のコントロールの及ばないあらゆる原因をいいます。)により、展示会開催が困難と判断した場合、展示会開催を中止することがあります。この場合、主催者は、出展者に対し、出展料金を以下に下記の割合で返金します(但し、本展示会の準備・開催のために主催者に生じた費用を除いた残金を返金します。)が、出展者が出展に要した費用の賠償及び中止によって生じた損害の賠償はいたしません。

【中止による既納出展料金の返金割合】

▶2026年8月末まで:100%
▶2026年9月末まで:50%程度
▶2026年10月1日以降:0%

- 主催者は、前項の理由により展示会開催を延期することがあります。この場合、主催者は、出展者に対し、既納出展料金の返金を行わないものとする。

18 法的保護等

本展示会におけるアイデアの模倣及び商談等に関するトラブルについて、主催者は、一切の責任を負わないものとする。出展者の責任において特許、特許ノウハウ等についての知的財産権の保護に対応するものとする。

19 個人情報等の取扱いについて

- 主催者は、協力会社から出展手続きに関する各種事務連絡を求められた場合及び各種請求業務等、出展者の便宜を図るため必要な場合、出展者の情報を協力会社に開示する場合があります。出展者はこれを了承するものとする。
- 出展者は、展示等を通して「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法、その他法令及び規則等を順守し、適法かつ適切な取得を行うものとする。その際は、利用目的を必ず公表または本人に通知し、その範囲内で活用するものとする。なお、出展者が取得した個人情報を第三者に対して提供する場合は、必ず「個人情報」の情報主体(提供元)から同意を取得するものとする。

20 法令及び規則等の順守

出展者は、法令及び規則等を出展契約の一部とし、これを順守するものとする。また、出展に係る設置・撤去業者等にも出展者の責任の下にこれを順守させるものとする。出展者が法令もしくは規則等に違反した場合、また、主催者の指導もしくは申し入れに従わない場合には、理由の如何に関わらず、第3条に従い、主催者は、出展契約を解除することができるものとし、これにより出展者に生ずる損害等に関し、主催者は、一切の責任を負わないものとする。

21 運営への協力

出展者は、主催者、来場者及び他の出展者それぞれの立場を理解し、安全かつ快適な展示会運営に協力するものとする。

22 その他

出展者は、本規定等に定めのない事項については、主催者に適切に確認する義務があるものとし、主催者の回答または要請に従うものとする。

※本規定に反する事項が認められた場合は、次回以降の出展申込みを承諾しない場合があります。